

9 勤労者生活・福祉

第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等(認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合, 1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	2013年8月1日以後, 満1歳以上6歳未満の子どもすべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで, 政府は毎年, その実施状況を報告。	0～3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は, 255万人, 待機児童は2万6,081人(2017年9月1日現在)	3歳未満の児童に係る保育所の利用者率は, 全独で32.7%(2016年)。	3歳未満を対象とした集団託児所(Crèches collectives)の受入人数は89,630人(2015年暫定)。2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち, 認可された保育サービスを利用する者の割合	35.1%(2017年9月1日現在)	[3歳未満] ・ 32.7% (2016年3月1日現在) ・ 旧西独地域で28.1%, 旧東独地域で51.8%と地域差が大きい。 [3歳～就学前] ・ 93.6% (2016年3月1日現在) ・ 旧西独地域で93.2%, 旧東独地域で95.2%と地域差は小さい。	[3歳未満] ・ 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用 ・ 認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている。 [3歳未満児に対する保育の定員割合] 18%(2015年) [3歳～就学前] ・ 3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障

資料出所 日本:厚生労働省(2017.9)「保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)」ほか
ドイツ:Statistisches Bundesamt, BMFsFJ, Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe(2017)
フランス:Guillaume BAILLEAU(DREES)(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, Nathalie BLANPAIN(DREES)(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, Nadia Amrous, Françoise Borderies(DREES)(2017) *En 2015, les enfants de moins de 3 ans sont en majorité accueillis chez les assistant-e-s maternel-le-s*, Etudes et Resultats, numéro 1030, Drees, octobre 2017.

(注) 1) 託児所のほか, 複合保育所(Kindertagesstaette)がある。これは, (1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe), (2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten), (3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。